

サンダーと契約理論

石山 宏

Sunder and Contract Theory

ISHIYAMA Hiroshi

Abstract

In accounting, agency theory has been used as the basis of a positive accounting theory that evolved from frequently 1980s. However, once the nature and theoretical background as a way of agency theory in accounting were not been necessarily fully described. In that era, the first literature that has been comprehensively and in detail examined from the viewpoint of "contract" in the company for agency theory in accounting was "Theory of Accounting and Control". In this paper, I will pick up "Theory of Accounting and Control" and "Classical, Stewardship and Market Perspectives on Accounting: A Synthesis" which were written by Sunder, and would like to introduce the contract theory in accounting which he had advocated.

キーワード：契約理論、依頼人、代理人

key words: Agency Theory、Principal、Agentm

I はじめに

ミクロ経済学では、エイジェンシー理論 (agency theory) による分析枠組みが存在する。当該理論は取引当事者のエイジェンシー関係を基礎とする。エイジェンシー関係とは、当事者 A が他の当事者 B に対し、自分に代わって職務を遂行してもらう関係をいう。このとき、A はプリンシパル (principal; 依頼人)、B はエイジェント (agent; 代理人) とよばれる。たとえば、プリンシパルとしての株主とエイジェントとしての経営者、あるいは、プリンシパルとしての経営者とエイジェントとしての従業員などがそれに当たる。このとき、プリンシパルの利益に反して、エイジェントが自己の利益を優先した行動をとってしまうことがある。これを回避するために、どのようなインセンティブをエイジェントに与えるべきかについて考察する研究が、当該研究領域である。

会計学では、1980年代から隆盛的發展を遂げた実証会計学 (positive accounting theory) にお

いて、そのベースとしてエイジェンシー理論が基盤とされることが多い。しかしながら、会計学におけるエイジェンシー理論の方法としての特質や理論的背景については、それまで必ずしも十分に取り上げられてこなかった (富塚 [1989] 137頁)。そのような時代において、会計を前提としたエイジェンシー理論について、企業における「契約 (contract)」という視座から網羅的かつ子細な検討が加えられた初めての文献が、サンダー (Sunder)¹⁾ の『会計とコントロールの理論 (*Theory of Accounting and Control*)』²⁾ であった。

同書では、組織における「会計とコントロール (accounting and control in organizations)」にかんして、きわめて精緻な分析を行っている。その際、中心となる考え方は、次の3点である (Sunder [1997] p.3)。第1に、あらゆる組織は個人または個人からなる集団の間の契約の集合 (sets of contracts) であること。第2に、契約当事者間で共有された情報が蓄積されると、契約を設計して

履行することが容易になること。第3に、組織におけるコントロールは、その組織に関係する個人や集団の利害間の持続的なバランス (balance) あるいは均衡 (equilibrium) であること。

本稿では、サンダーの代表的著作にして実証会計学の基礎的前提ともなった『会計とコントロールの理論』、ならびに同書の起点となったと考えられる論攷「契約理論的企業観と代替的会計観」を考察し、彼が提唱する会計における契約理論を紹介する。

II 企業の契約理論

1 契約理論の基礎概念

(1) 「コントロール」の概念

サンダーは『会計とコントロールの理論』（日本語版）の序文において、「本著は、『組織』と『会計とコントロール』との間の関連性を理解するための試みである」と明言する（山地他（訳）[1998] iii頁）。その際、とくに注意が必要なことは、「組織」と「コントロール」³⁾の関係である。サンダーは、「組織におけるコントロール (control in organizations)」という考え方は、「組織のコントロール (control of organizations)」とは異なることを強く指摘する (Sunder [1997] pp.5-6)。「組織のコントロール」では、自分の目的を達成するために、組織がそれを利用するエイジェントまたはそのグループの道具であることを意味する。これに対し、「組織におけるコントロール」では、組織は多様な関係者の立場から対称的に (symmetrically) 見られる。たとえば、現代社会では、CEOでさえ組織の他の人々をコントロールはしておらず、彼もまた企業のコントロール・システムに従うことになる。

同書では全体を通して、個人は、その環境、知識および能力の制約の範囲内で、自分の目標を達成するために行動を選択し、自分にとって望ましくない結果をもたらす行動経路を意識的には選択しないという意味で合理的である、と仮定する (Sunder [1997] p.6)。このような個人行動の推進力を所与とし、「組織におけるコントロール」と会計の関係について、岡部 [2000] (110頁) は、

次のように読み解く。「個人的な利己心の追求が経済活動を刺激し、競争と交換を促すが、他方において、それは利害の対立 (conflict) と紛争を先鋭化し、組織と取引の成り立ちを脅かす。利害の対立と紛争は協働と交換を阻害し、資源の浪費を招く。このため、利害調整 (conflict resolution) に対する社会的需要が生まれるが、この需要を満たすのが『組織におけるコントロール』なのである。利己心は組織を瓦解させる遠心力としても働くが、『組織におけるコントロールは、コンフリクトの鎮静化と解消に役立つことによって、この遠心力を緩和する』のである。個人間の利害を持続的にバランスさせ、一つの均衡状態をもたらすのがコントロールであり、情報共有を支援することにより、この均衡状態を導くのが会計である」と。かかる視点より、同書では、組織におけるコントロールのより大きくてより一般的な問題に注意を向けている⁴⁾。

(2) 契約理論における会計の定義

Sunder [1997] で示された「契約の集合」の理論は、バーナードやサイモンなどいわゆるカーネギー学派によって構築された組織論におけるアイデアに端を発する。すなわち、組織を個々の経済的エイジェント (economic agents)⁵⁾ 間の契約集合や同盟 (alliance) と位置づけるものである (サンダー [1996] 14頁)。

契約とは単に、2つ以上の経済的エイジェントが互いの行動に対しなす相互の認識である。したがって、昼食の約束も契約であり、溶接工を雇うことも、株式を購入することも、顧客に配達するスケジュールを約束することもすべて契約である。契約では、その約束内容において法的強制力が伴った方がよいが、必ずしもそれを伴う必要もない。また、約束は必ずしも文書化あるいは明示される必要もなく、社会通念や当事者相互の認識に任されている (サンダー [1996] 15頁)。

組織の契約理論にせよ、それに基づいた会計理論にせよ、それらは企業、政府、社会、あるいは宗教など幅広い組織に当てはまる。このうち企業は、資本を提供する者 (株主、債権者、銀行)、

表 種々のエージェントの資源提供と資源請求権

エージェントの類型	資源提供	資源請求権
株主	自己資本	配当, 残余価値
経営者	技術	給料, 賞与, 便益
従業員	技術	給料, 賃金, 便益
納入業者	財, サービス	現金
顧客	現金	財, サービス
債権者	借入資本	利子, 元金
政府	公共財	租税
監査人	サービス	手数料

労働力を提供する者（従業員）、経営手腕を提供する者（経営者）、現金を提供する者（顧客）、設備や備品を提供する者（納入業者）、公的サービスを提供する者（政府）、そして企業に対する指示を提供する者（地域社会）等、エージェント間の同盟関係として理解される（サンダー [1996] 15-16 頁）。エージェントは、自分たちの取り分を改善するために契約に加わり、契約は各エージェントに対して、資源を組織のプールに提供することを義務づける代わりに、そのプールから資源を受け取る権利を与える（表）。エージェントが提供し受け取る資源の形態、量および時点は、エージェント間の交渉の題材となる。結果として、さまざまなエージェントが利己的な動機に基づいて協力することにより、企業の存在が可能となる（Sunder [1997] p.15-16）。

これらを所与とするならば、会計とは、契約集合あるいは組織を組み立て、実行し、修正し、維持するメカニズムといえる。そのうえで、たいていの会計概念や会計実践は、企業の契約モデルに集約されうる（サンダー [1996] 16 頁）。

2 会計における 5 つの機能

サンダーは、会計を上述のように定義したうえで、会計には企業を活動させるための 5 つの機能が認められるという。すなわち、(1) 各エージェントが企業に供出した資源を測定すること（インプット）、(2) 各エージェントが受け取る資源請求権を測定すること（アウトプット）、(3) 他のエージェントの契約履行にかんする情報を各エージェントに提供すること、(4) (3)の情報提供によって

エージェントが有する契約上の地位を売買できる流動的な市場を確保すること、(5) 共有知識の提供により定期的に再交渉されるエージェントの契約における交渉・契約成立を支援することである。

(1) エージェントからの拠出の測定

会計とコントロールは、エージェントによって提供される資源を測定し、記録し、その結果をエージェントの契約上の義務と対比できるように、効率的に設計されている。肉体労働者、原材料、商品、設備および現金などの資源は確実かつ低コストで測定が可能であるが、最高経営者やある種のエージェントのそれは捉えにくい。そのような場合には、彼らのインプットの精密な測定がなくとも、その契約が履行されるようなものでなければならない。自律的に履行される契約（self-enforcing contract）⁶⁾ は、その工夫の 1 つである（Sunder [1997] p.21）。

(2) エージェントへの資源請求権の測定

従業員に対する給料や福利厚生費の支払い、顧客への商品発送、納入業者への支払い、政府に対する税金等は、企業からのアウトフローが記録されることで、誰が何を得るかが容易に決定される。ところが、(1)における自律的に履行される契約では、その決定が難しい。たとえば、監査人の場合、その資源請求権はインプットからの直接的な測定が困難であるため、前もって固定される。また、最高経営者の場合、その資源請求権の一部は前もって固定され、一部は何らかのアウトプット尺度を代替する尺度が利用される（サ

ンダー [1996] 16-17 頁、Sunder [1997] p.21)。

株主は資本を拠出してリスクを負担するが、その資源請求権の決定は複雑である。株主は、いったん株式を購入すると、他のエイジェントとの契約条件を改善し、その結果、富のプールの規模全体に影響を与えるための柔軟性をほとんど有しない。つまり、株式の第一次発行が完了した後では、株主は無抵抗の傍観者となる。株主における契約のこうした特殊性は、他のすべてのエイジェントとは異質である。その結果、資源請求権については、企業の全体的な富のプールの大きさとともに、 n 種類のエイジェントが与えられたとすれば、最大限 $n - 1$ として決定される。つまり株主は残余請求者としての地位と対で理解され、株主のインプットから直接決定されるものではない (Sunder [1997] p.22)。

(3) 契約履行情報のエイジェントへの提供

会計には、資源のインプットとアウトプットに関するデータを比較して、誰がどの程度まで契約を履行したのかを決定する機能がある。たとえば、債権者、納入業者および顧客は、とくだん企業の会計システムを借りることなく自分たちの拠出と資源請求権を知ることができるが、従業員は自分たちの契約条件が満たされたかどうかを知るために、あるいは継続的な雇用の見通しを立てるために財務データを必要とし、会計とコントロールを頼りにする。最高経営者もまた、当然支払われるべき報酬を受け取ったかどうかについて、会計によって知ることになる。株主が会計とコントロールによる情報提供を必要とするのは言うまでもない。会計は株主に対し、他のエイジェントによる契約の履行にかんする情報を提供するように効率的に設計されている。また株主は、上述したように他のエイジェントの超過引出による損害を最も受けやすいため、取締役会や外部監査人の助けを借りて、会計とコントロールを利用する。債権者は、株主に配当制限を超えて配当がなされていないかどうかを監視するために、会計とコントロールを利用する (サンダー [1996] 17 頁、Sunder [1997] p.23)。

(4) 契約上の地位のための市場の流動性

会計とコントロールは、部分的に、株主資本や借入資本、経営者や他の人的な技能、設備、材料および消耗品、そして製品やサービスのために、流動性のある市場を創設するように設計されている。これは、契約集合の組立てないしその維持を補助する機能である。企業における株主や債権者の地位は容易に資本化され売却されるが、契約上の地位のための市場はそれだけではない。起業家は、要素市場に接近し、条件に見合う労働者、マネージャー、顧客、納入業者、投資者を見つけださねばならない。これらの人々は、企業に提供する自らの資源と企業から得る資源とを比較し、犠牲に見合う収穫が期待される時だけその組織に参加する。組織が構成された後も、会計のこうした機能は重要であり続ける。つまり、エイジェントは永久に組織における契約上の地位を占めるとは限らず、その参加と退出が可能である。また、組織の成長の過程で新しい契約上の地位が作られることもある。そのような場合に、さまざまな要素市場における潜在的エイジェントに対し、その契約上の地位に関わる費用と便益の情報が会計によって提供されることになる (サンダー [1996] 17-18 頁、Sunder [1997] p.24-25)。

(5) 契約再交渉のための共有知識

その契約に終わりが定められていない株主を除き、さまざまなエイジェントは、定期的に契約の再交渉を行う。販売契約、雇用契約、監査契約などがそうである。会計の5つめの機能は、これらエイジェントの再交渉契約を容易にするために、情報が共有知識という形で提供されることである⁷⁾。もしも情報が私的にしか入手できないとしたら、多くのエイジェントは他人がその情報を入手しているのではないかと疑うようになり、威嚇、騙しあい、そして膠着状態を引き起こしかねない。会計は、公への開示という情報の共通基盤を共有することによって、それらの問題の軽減に役立つ。合衆国やその他多くの国々では公開企業による公的な開示を要求しているが、そのような混乱を避

けることが、大規模な組織においてディスクロージャーとして知られるようになったものの第1の目的といえる（サンダー [1996] 19 頁、Sunder [1997] p.25-27）。

3 組織と会計形態の対応

サンダーは、会計について、それが役立つ組織あるいは契約集合の規模に応じ、役立つ会計の種類が異なると指摘する。すなわち、(1) 古典的観点においては簿記、(2) 受託責任的観点には管理会計、(3) 資本市場的観点には財務報告である。

(1) 簿記

ほとんどあるいはまったく外部者の助けを借りない個人事業者によって運営される街の雑貨店は、原初的な企業組織である。その雑貨店の会計努力のほとんどは、自分自身の記憶の助けとして、取引を記録することに注がれる。このように経営管理上の階層がなく、しかも残余請求権が閉鎖的に保有されているような企業組織の形態は最も古いものではあるが、今日でさえ数の上では支配的である。このような組織に、主として記憶を助けるための記録として、また便利なデータの管理方法として使われてきた会計は、長い間簿記 (bookkeeping) として知られてきた。これは会計の古典的モデルである (Sunder [1997] p.27)⁸⁾。

(2) 管理会計

組織が発展し、多元的な経営層を有する段階になると、会計はその説明をする側と説明を受ける側とに分かれる⁹⁾。所有と経営の分離を前提とした受託責任会計 (stewardship accounting) である。受託責任の視点では、会計を組織問題の解決として強調する点で古典的モデルと区別される。受託責任思考の1つであるエイジェンシー理論は、情報の非対称性と私的利益の追求が結合した際の帰結を取り扱おうとしている。エイジェントは所有する情報を有効に利用しながら、企業の利益とは異なる自分自身の利益を増やそうとする。エイジェントと企業の目標の不一致

は、エイジェンシー問題の核心部分である。かかる問題を取り扱うために開発された会計上の工夫が、管理会計 (managerial accounting) である。計画や予算の立案、部門別あるいは管理職別の業績評価と報酬の支払い、業務の分権化、移転価格、資本計画、変動費賦課等はすべて階層的経営システムによって運営される組織の管理という問題に関連している。なお、管理会計は簿記という基本的な会計記録に基づいて構築されており、簿記を包含している。(サンダー [1996] 24-25 頁)。

(3) 財務報告

内部的に分権化され、株主数が非常に多くなったため、株主がもはや経営者の活動をコントロールすることができない段階に至り、企業のシステムは財務報告モデルへと拡張する。所有権の分散または経営に関与できないエイジェント間における利害の不均質化のために、エイジェントは経営者によって提供される情報を監査する独立監査人のサービスに料金を支払うことに価値を見いだす。経営者によって作成される情報の正確さを証明する第三者の存在は、財務報告モデルを特徴づける。財務会計は常に簿記を包含し、内部の分権化の程度によってほとんどの場合管理会計も含んでいる (Sunder [1997] p.28)。

会計の財務報告モデルが簿記モデルや管理会計モデルと異なるのは、それが資本市場の存在あるいは要求に対して支払わなければならない追加的な注意を有する点である。また、3つのモデルのうち財務報告モデルだけが、互いを知らない者同士で契約を実行させる。コミュニケーションの難しさは、市場を媒介とした見知らぬ人々の間での契約に、規則と基準設定の必要性を喚起した¹⁰⁾。さらに、財務報告モデルの特徴としては、ストック変数 (貸借対照表) 重視からフロー変数 (損益計算書、キャッシュ・フロー計算書) 重視への移行が挙げられる。なお、財やサービスの市場と同様に、証券市場の発達によって、資産負債の歴史的評価 (historical cost valuation) をやめて市場評価 (market

valuation) によるべきと主張する者も多い。しかし、時価 (current prices) を用いるには2つの障害がある。第1に、全ての市場は程度の差はあれ不完全である。第2に、証券の評価と投資決定のためにより厳密な経済的価値を提供することから得られるベネフィットは、一方で企業にこのような契約の履行をさせることで財務報告システムの有効性を減少させることにもつながるといふことと比較考慮されなければならない。こうしてアメリカでは、20世紀中に何度となく時価の導入が提案されたがどれも実現しなかった (サンダー [1996] 26-29 頁)。

Ⅲ 経営者における会計とコントロール

Sunder [1997] は3部構成となっており、第1部では「企業の契約と理論」という表題の下、前節で開陳したような総論が展開されている。これに続く第2部と第3部は各論となっており、前者は「会計とコントロールのミクロ理論」、後者は「会計とコントロールのマクロ理論」という表題が付され、経営者から政府に至るまで、会計とコントロールにかんする精緻な分析が示されている。本節ではそれらのうち、「会計とコントロールのミクロ理論」から経営者における会計とコントロールを抽出し、その要諦を示す。

1 経営管理者の特徴

経営管理者 (managers) の特徴は、以下のとおりである。第1に、経営管理者の富は人的資本の形態をとり、企業に対する経営管理者のサービスはこの資本ストックから流出すること。第2に、経営管理者によるサービスのフローの質と量の測定は困難であり、この困難性は経営管理階層のレベルが高くなるほど大きくなること。第3に、経営管理者は他のエイジェントと絶えず接触しており、しかも同時に2つ以上の競合する企業または組織のために経営管理者の資格で働くことは認められていないこと (Sunder [1997] p.35)。

第1の点に関して、経営管理者の資本は、その職務の遂行過程で利用されるものの、消耗されはしない。むしろ反対に、そのほとんどは職務遂行

の結果、実務経験を獲得することで、経営管理者の人的資本と将来の収入獲得能力を増加させる。その際、会計とコントロールは、人的資本と将来の収入獲得能力の両方を構成する要素の決定に関連する (Sunder [1997] pp.35-36)。

第2の点に関して、経営管理者を測定するための直接的な手法は存在しないため、経営管理者の契約を詳細に規定することも困難となる。生産統計 (たとえば、株価、1株当たり利益、投資収益、製品市場のシェア、キャッシュ・フロー、売上高の成長、あるいは原価低減) をその業績測定に用いればよいかといえ、そうではない。これらの統計量はすべて、少なくとも部分的には、特定の経営者のコントロールの外部要因に依存しているからである。また、経営者の努力と測定された結果との関係は部分的に経営者によってコントロールされ、操作を受けやすい点も問題となる。したがって、アウトプットを報酬関数に含めることは、経営者のための有効な動機付け装置としては必ずしも役立たない。不完全な代替の尺度が、観察できない経営管理者のインプットの代用とされる場合には、自律的に履行される契約が、そこで生じる不備を是正しようとする。会計とコントロールはこのような契約で主要な役割を演じる (Sunder [1997] pp.37,39-40)。

第3の点に関して、経営者という集団は、他のどのエイジェント集団よりも多くの人々と直接接しながら働く。経営者は、株主、顧客、納入業者、従業員、コミュニティ、政府、債権者など、企業の運営上 (operating scheme) の中心に位置する。ただし、企業の運営上の中心的位置を占めることは、企業の経済上 (economic scheme) の中心的位置を占めることと同じではない。運営上、経営者は購入契約や雇用契約の交渉をして、従業員や納入業者に支払のための小切手を振り出すが、経済上、経営者は自分自身のためではなく、他のすべてのエイジェントに代わって個々のエイジェントと交渉する。各エイジェントへの支払の経済的負担は、経営者だけに負わされるのではなく、全ての関与しているエイジェントに負わされる。さらに、企業の運営上の中心に位置する経営者は、

さまざまな情報に接近する特権を得る。この内部情報への接近は、しばしば会計報告の形態をとるが、これは経営者側に逆選抜 (adverse selection) やモラル・ハザード (moral hazard) の問題を生じさせることになる (Sunder [1997] pp.37-39)。

2 会計意思決定についての経営管理上の帰結

会計と経営者の厚生は相互に影響し合う。会計意思決定の典型的帰結として、後入先出法パズルが挙げられる。周知のとおり、棚卸資産の単価上昇時には、後入先出法 (LIFO) の採用により企業利益は小さくなるが、当該方法は合衆国において所得税計算上も認められており、節税には有効となる。ところが、大多数の公開会社は LIFO を採用していない。かりに、経営者の報酬が利益に結びつけられているならば、経営者は利益を増加させる会計方法を選択する傾向が強くなる。つまり、LIFO を採用することで利益は減少してしまうため、これを採用しないかにも見える。ところが、実証研究では、LIFO の採用が経営者報酬を減少させないことを示している。それにもかかわらず、LIFO を採用しないのは、経営者の契約の再交渉に大きな妨げまたはコストがあるためと考えられる (Sunder [1997] pp.57)。同様の傾向は、リース会計、不良債権の再構築、探査・研究・開発コスト、オプション価値の報酬費用としての認識などは同様の状況の中で観察される。

LIFO の事例のように、その変化が企業のパイの大きさを実質的に拡大するにもかかわらず、なぜ経営者がそうしないのであろうか。そこには情報の不完全性 (imperfection of information) が起因する¹¹⁾。LIFO への変更が、税以外のキャッシュ・フローに影響することなく税支払いを減少させることを、すべてのエージェントが個人的には知っているとしても、これだけでは LIFO が選択されることを保証するには十分ではない。LIFO が合理的意思決定となるためには、このような選択をする経営者がそれを合理的であると信じなければならないだけでなく、他のエージェント、特に投資家もまたそれが合理的であ

ると信じているということを経営者が信じなければならない (Sunder [1997] pp.59-60)。

IV おわりに

会計が人の行動をどのようにコントロールし、組織や市場の成り立ちをどのように支えているかという点、そのメカニズムは未解明のままで、ブラックボックスとして取り残されている。このブラックボックスに真正面から立ち向かい、利害調整のメカニズムに斬新な切り口を開いたのが『会計とコントロールの理論』にならない (岡部 [2000] 109 頁)。すなわち、サンダーによれば、企業は組織それ自体として目的を有するものではなく、経営者を調整役として、さまざまなエージェントが契約で組織化された場所とされる。かかる企業観を所与とし、会計全体の体系化をサンダーは目指したものと考えられる。

サンダーは同書の序文において、次のように記している。「ほとんどの会計研究が、今日では特化した性格を有しているので、狭く限定された領域での会計の特定の機能のみ、集中して焦点を当てようとする。… (中略) …これらの特定の機能の詳細な研究はもちろん重要であるが、木を見て森を見失う危険性がある。会計研究の森の中で私が方向を見誤ったのは、偏に会計の多様な機能を 1 つの一貫した構図の中に統合することができなかったことに起因している。本書はそうした森を見ようとする努力への第一歩である」 (Sunder [1997] p. vi)。同書はこのような認識の下、企業における契約モデルを徹底して展開し、契約理論という「1 つの一貫した構図」にしたがいながら、さらには経済学的アプローチを付加することで、壮大な会計理論を纏め上げた一冊と評価されよう。

注

- 1) シヤム・サンダー (Shyam Sunder) 博士は、インドに生まれ、インド国鉄勤務を経て、カーネギー・メロン大学で博士号を取得する。シカゴ大学准教授、ミネソタ大学教授、カーネギー・メロン大学教授を歴任後、現在、イェール大学経営大学院教授 (ジェームズ・L・

フランク講座)の職に就いている。また、2006年より1年間、米国会計学会会長を務めた。なお、日本の社会・経済にも深い関心を寄せ、1995年には神戸大学客員教授として日本に滞在している。

- 2) 同書は、もともと MBA コース 2 年次選択科目のための授業ノートとして書かれたものが起点となっている。なお、サンダーは同書で 1998 年の米国会計学会賞を受賞している。
- 3) 同書では「コントロール (control)」という用語が鍵概念となっている。この用語は組織論の概念であり、訳語としても適切な表現が見当たらないという (山地他 (訳) [1998] vi 頁)。そのため、訳書においても「コントロール」という字句が充てられている。
- 4) サンダーによれば、本研究は井尻雄士の業績が前提であるという (Sunder [1997] p.6)。すなわち、会計を「利害当事者間の会計責任 (accountability) 関係の円滑な機能を促進するためのシステム」と捉えている。
- 5) 経済的エージェントとは、選好と行動の一致という単純な条件に従う人間あるいは組織を意味する。なお、エージェントという用語は、ある人の特別な側面を指すのであって、その人自身を指すのではない (Sunder [1997] p.17)。たとえば、ある個人は、従業員、顧客、投資家、寄付者など、さまざまな側面を併せ持つ。
- 6) 自律的に履行される契約では、自分が他の当事者との関係を継続した方が改善されるか、打ち切った方が改善されるかを一方的に決定するものであり、最高経営者や監査人の契約がこれに該当する。
- 7) ここでいう情報の共有とは、高レベルのものである。たとえば、情報 X がエージェント A とエージェント B に共有される場合、① A が X を知っている、② B が X を知っている、③ A は B が X を知っていることを知っている、④ B は A が X を知っていることを知っている、⑤ B は A が X を知っていることを知っているということを A は知っている、… (以下、無限に続く) ということである。
- 8) ただしサンダーは、Ijiri [1975] の「会計はそれぞれの取引において犠牲と果実の間の因果関係を規定する点で、単なる計算とは異なっている」という見解を引用し、複式簿記の中に取り入れられた取引の因果関係は、資源の動きをコントロールする強力な道具として平衡性と有用性を与えることを指摘する (サンダー [1996] 22 頁)。
- 9) Ijiri [1975] はそれぞれを「accountee、accountor と名付けた」(サンダー [1996] 24 頁)。
- 10) アメリカでは、こうした規則や基準の設定は、州際通商委員会連邦準備制度委員会、NYSE、SEC、AICPA、FASB 等が担当してきた (サンダー [1996] 27 頁)。
- 11) 各エージェントは、自分の行動の直接の帰結を評価するとともに、自分の行動が他のエージェントによって

どのように認識されるかも評価する。他のエージェントの認識は、そのエージェントの反応と、さらにはこのような反応のそのエージェント自身の厚生に対する影響も規定する。この行動-反応連鎖が共有知識になることは不可能である (Sunder [1997] pp.59)。

参考文献

- 岡部孝好 [1999] 「エイジェンシー理論 (財務会計)」神戸大学会計学研究室編『第五版会計学辞典』同文館、59 頁。
- 岡部孝好 [2000] 「書評 シyam・サンダー著、山地秀俊、鈴木一水、松本祥尚、梶原 晃 (訳)『会計とコントロールの理論』」『會計』第 157 巻第 4 号、109-112 頁。
- 富塚嘉一 [1989] 「会計学におけるエージェンシー理論の展開とその方法論的意義」『三田商学研究』第 32 巻第 5 号、136-147 頁。
- シyam・サンダー、梶原 晃 (訳) [1996] 「契約理論的企業観と代替的会計観」シyam・サンダー、山地秀俊 編著『企業会計の経済学的分析』中央経済社、13-33 頁。(Sunder, Shyam [1999] “Classical, Stewardship and Market Perspectives on Accounting: A Synthesis.” In The Japanese Style of Business Accounting edited by Shyam Sunder and Hidetoshi Yamaji, pp.17-31. Westport, CT: Quorum Books.)
- Ijiri, Yuji [1975] Theory of Accounting Measurement, Sarasota, FL: American Accounting Association. (井尻雄士 [1976] 『会計測定論』東洋経済新報社)
- Sunder, Shyam [1997] Theory of Accounting and Control, Cincinnati, OH: South-Western College Publishing. (山地秀俊、鈴木一水、松本祥尚、梶原 晃 (訳) [1998] 『会計とコントロールの理論-契約理論に基づく会計学入門-』勁草書房)